

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 2015 年理事選挙に関する規則

中間法人より一般社団法人への移行に伴い、2012 年に「代議員選出規程」ならびに「役員選出規程」の制定が行われた。学会運営に関する会員の意向を直接的に反映する方策として、「代議員選出規程」では、基礎系、臨床系という専門分野の他に専門科について考慮することとなり、新選出の代議員には立候補制が導入された。初めて制定された「役員選出規程」では、1993 年より慣例的に行われていた選挙理事と推薦理事の区別が明文化された。2013 年には、これらの新体制において代議員選挙、役員選挙が実施され、現体制の選出が行われた。いまだ移行期であり、次回 2017 年の選出までには、実施における問題点の検討に基づいて、制度の改善などが望まれる。

それまでの間、2015 年には、「定款」よって任期 2 年と定められた理事について、初めての改選が行われる。制度全体の見直しには慎重な検討が必要であり、代議員選挙と連動した体制が望まれることから、2015 年には理事選挙における立候補制導入し、今後さらに改定を進める。

(総則)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下、当法人）の定款（以下、定款）第 13 条 2 項に定めのある社員総会における理事選任、ならび当法人の役員選出規程（以下、役員選出規程）に関する補足事項を定める。

2 本規則は、2015 年実施の理事選任に関する手続きに限定する。

(理事候補者)

第 2 条 代議員の中からの選出は、当学会の代議員選出規程の第 2 条、第 5 条、第 11 条の規程に準じ、以下 2 項より 4 項の全てを満たすものの中から選出する。

- 2 2015 年 9 月 30 日現在で、満 65 歳未満の代議員
- 3 未納会費がないこと
- 4 正当な理由なく社員総会を欠席したことが連続 3 回ない者。
- 5 前 4 項の欠席事由の正当性については、理事会にて審議、決定を行うこと。

(選挙権)

第 3 条 定款第 13 条 2 項にある社員総会による選任は、2015 年 11 月開催予定の代議員会当日の出席者で行う。

(理事会構成)

第 4 条 役員選出規程の第 7 条に従い、選出する理事定数の 3 分の 2 である 10 名を選挙により選出(選挙理事候補者)し、残り 5 名は別に選出(推薦理事候補者)することを原則とする。

(選挙理事選出)

第 5 条 第 2 条の条件を満たす代議員のうち、理事職をつとめることを希望するものは、抱負を含めた必要事項を、別記様式 1 により提出することとする。

2. 第 1 項の提出は、書面にて 2015 年 9 月 1 日より 9 月 30 日の期間内に学会事務局に提出すること。
3. 前 2 項の提出にあたっては、事務局に必着のこと。

第 6 条 提出された様式 1 は、第 2 条の資格に適しているかを後述の選挙管理委員にて審議決定する。

2. 選挙管理委員会は資格を認定した候補者の氏名、および様式 1 のうち、満年齢、勤務先(所属、職責)、専門分野、専門科、抱負を、2015 年 11 月開催予定の代議員会当日に会場に提示する。

第 7 条 第 3 条による選挙者は、第 6 条にて認定された候補者のうち、5 名まで、名前の下に○をす

る。

2. 前項の開票は、選挙管理委員の管轄のもとに行う。

(得票数判定)

第8条 第7条による投票により得票順に上位10名が確定する場合は、選挙管理委員は選挙理事候補者として代議員会に報告する。

第9条 得票数同数を同位とすると10名に限定できない場合は、選挙管理委員は11名もしくは12名までを選挙理事候補者とするを代議員会に提案する。

2 得票数同数を同位にすると12名までに収まらない場合、選挙管理委員は、選出者が10-12名になるまでを最下位の同得票者による決戦投票を行うことを代議員会に提案する。

第10条 選挙管理委員は、第8条および第9条の結果を代議員会に報告し、承認を得て、選挙理事の確定とする。

2. 前項の報告にあたっては、選挙管理委員は全立候補者数の得票数も同時に報告する。

3. 役員選出規程第9条の欠員補充のため、選挙管理委員は、選挙結果の次点者も同時に確定する。

本選挙の同得票者数においては、年長者をより上位に確定する。

(推薦理事選出)

第11条 理事定員15名のうち、第10条による確定した選挙理事を除いた人数について推薦理事の選任をおこなう。

第12条 第11条の推薦理事の選任にあたっては、第10条によって確定した選挙理事によって候補者を選定する。

2 前項の選定にあたっては、監事が陪席し、必要に応じ意見を述べる。

第13条 第12条による候補者を代議員会において提示し、代議員会の承認を得る。

(選挙管理委員)

第14条 第6条から第10条にかかわる選挙管理委員は、2014年11月開催の代議員会において選任する。

2 選挙管理委員は、3名とする。

3. 選挙管理委員は、2014年9月30日現在で満65以上の代議員経験者の中から選任する。

第15条 選挙管理委員に係る業務は、委員の2名以上の同席を必要とする。

2. 事情により選挙管理委員が揃わない場合は、代議員会は第14条3項に準じ、委員を補足する。

(改廃)

第16条 本規則の改廃は、理事会ののち、代議員会の承認を必要とする。

附則

1 本規則は、定款第43条に則り、理事会、代議員会の決議を経て、2014年11月18日より施行する。

2 本規則は、2015年理事選挙実施後、見直しをする。

(4) 2015年理事選挙に関する規則案で現行と変わる主な変更点

- ・理事は立候補制とし、理事候補者は事前に所信表明(抱負・公約)をする
- ・定年や辞退等により再任しない代議員は被選挙権と選挙権を持たない
- ・推薦候補は選挙の結果と領域を考慮して代議員から選出する
- ・投票結果は公開する

- ・一人は従来慣習に従い5票を投票する
- ・選挙管理委員は65歳以上の代議員経験者から3人選ぶ